

令和 8 年度 特別支援保育のご案内

(令和 8 年 4 月 1 日入所用)



戸田市

特別支援保育とは

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいをもつ児童が保育所等に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

1 対象となる児童

- (1) 保育所等において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる児童
- (2) 保護者が日中就労(月64時間以上)等のため、保育が必要と認められた児童
- (3) 4月1日の入所を希望している戸田市在住の児童

2 受け入れ保育施設

市内の認可保育所(公立・私立)

3 定員

障がいの程度にもよりますが、1施設あたり4名程度です(通常クラス定員の中に含まれます)。なお、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。

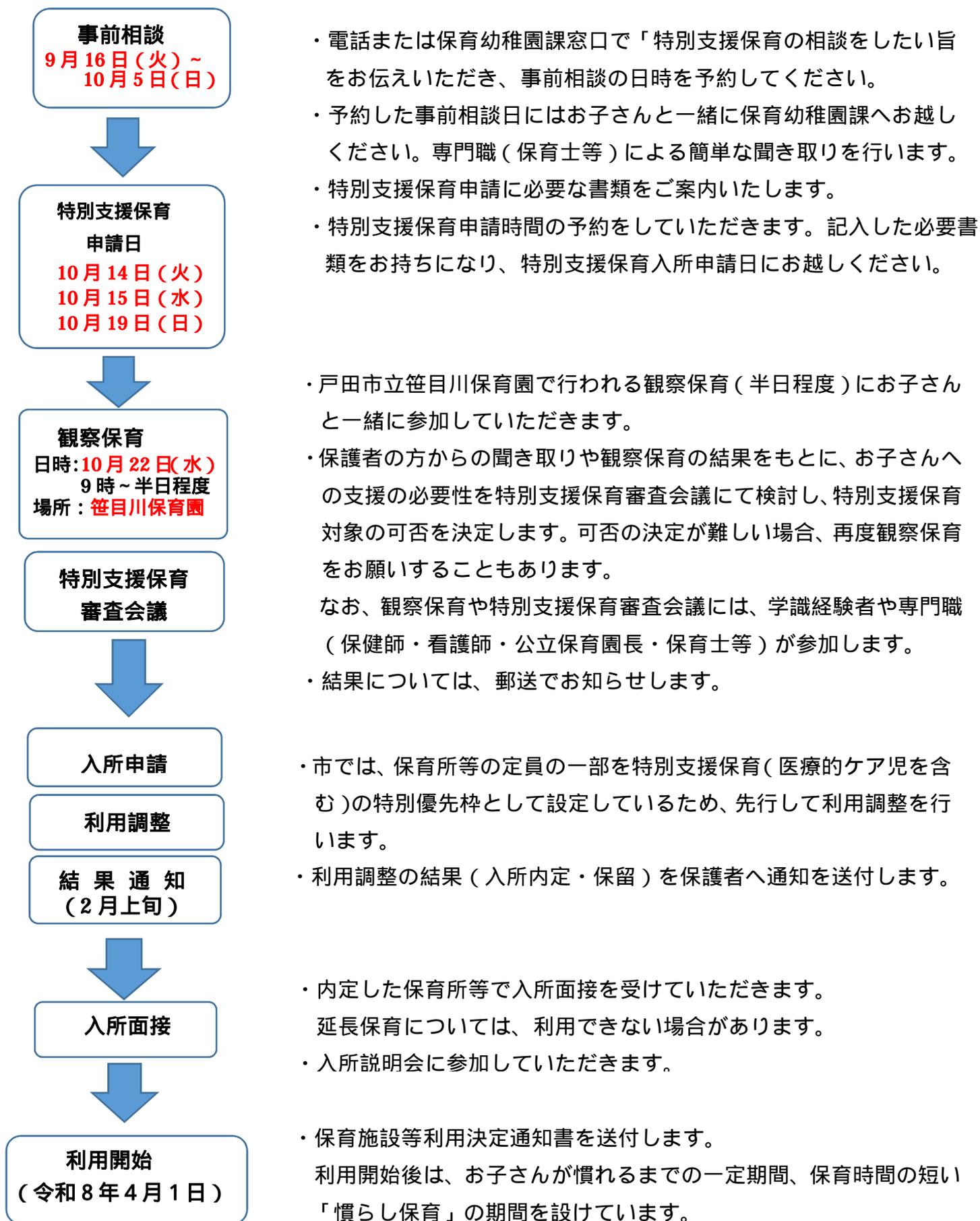
4 必要な書類について

通常の入所申請の書類の他に次の書類が必要になります。

- (1) 特別支援保育申込児童の状況確認書
- (2) 心身状況表 乳児用(0歳・1歳)又は、心身状況表(2歳以上)

5 保育時間(延長保育・土曜日保育等)については各保育所等にご相談ください。

特別支援保育申込みの流れ



特別支援保育に関するQ & A

○特別支援保育の申請をしても入所できないことはありますか。

保育所等の定員の一部を特別支援保育(医療的ケア児を含む)の特別優先枠として設定しているため、特別支援保育の対象になった場合は先行して利用調整を行います。しかし、各保育所等の特別支援保育の定員に空きがない場合は入所できないこともあります。また、集団保育が困難なお子さんや日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要なおさんは入所できない場合もあります。その際は、療育施設等他の施設を紹介する場合があります。

○特別支援保育の対象になると先生が1名ついてくれるのですか。

加配保育士は常時対象児童につくのではなく、クラスの児童全員を担当保育士と一緒に保育する形になります。同じクラスに複数の対象児童を受け入れる場合や、異年齢で受け入れる場合もあり、対象児童の状況により配置される保育士の人数が変わってきます。

○幼稚園でも特別支援保育の対象として入園できますか。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるお子さんを受け入れている園がありますので、直接お問い合わせください。

○特別支援保育の対象になった場合、卒園するまで特別支援の対象でいられますか。

特別支援保育の対象としては1年ごとの見直しになりますので、支援の必要性がなくなると判断された場合は、特別支援保育の実施を終了し、通常保育の対象となります。

○入所後、市外に転出した場合は引き続き特別支援保育を受けられますか。

特別支援保育は戸田市民が対象となります。特別支援保育の対象となり、年度途中で市外へ転出される場合等は、保育幼稚園課及び転居先の自治体へご相談ください。

○特別支援保育の対象になった場合、訓練や発達検査等はしてもらえますか。

学識経験者による巡回や訪問支援等を利用し、発達に応じた支援に対する助言を得て保育を行っていますが、訓練や検査等は行っていません。療育を希望される場合は、保育園と併せて療育施設等をご利用ください。

○特別支援保育の対象となった場合、休日保育の利用はできますか。

休日保育は通常の保育とは異なり、個別に活動面等での配慮や対応が必要な場合、加配保育士を配置することができないため、ご利用はできません。

○特別支援保育の対象となった場合、延長保育は受けられますか。

お子さんの状況により利用できない場合があります。

○特別支援保育の対象となった場合、通常の手続きで転園は可能ですか。

受け入れ人数や加配職員の配置等の問題がありますので、転園を希望される場合は、保育幼稚園課にご相談ください。

